長与町介護保険条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和6年3月5日

長与町長 吉 田 愼 一

提案理由

第9期介護保険事業計画に基づく介護保険料の改定及び第1号被保険者の所得段階の区分変更を行うほか、所要の改正を行うもの。

長与町介護保険条例の一部を改正する条例

長与町介護保険条例(平成19年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

(保険料率及び保険料)

- 第14条 令和6年度から令和8年度までの各年度分の保険料は、次の各号に掲げる第1 号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 28,900円
 - (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 43,600円
 - (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 43,900円
 - (4) 今第38条第1項第4号に掲げる者 57,200円
 - (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 63,600円
 - (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 76,300円
 - (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 82,700円
 - (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 95,400円
 - (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 108,100円
 - (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 120,800円
 - (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 133,600円
 - (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 146,300円
 - (13) 前各号のいずれにも該当しない者 152,600円
- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度の保険料は、同号の規定にかかわらず、18,200円とする。
- 3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度 から令和8年度までの各年度の保険料は、同号の規定にかかわらず、30,900円とす る。
- 4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度 から令和8年度までの各年度の保険料は、同号の規定にかかわらず、43,600円とす る。
 - 第16条第1項を次のように改める。

普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。この場合において、それぞれ定める納期が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日(以下「休日等」という。)に当たるときは、その直後の休日等でない日を納期とする。

第1期 6月30日まで

第2期 7月31日まで

第3期 8月31日まで

第4期 9月30日まで

第5期 10月31日まで

第6期 11月30日まで

第7期 12月25日まで

第8期 1月31日まで

第9期 2月末日まで

第10期 3月31日まで

第18条第3項中「第39号第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「(1)」を「同号イ(1)」に、「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「第39号第1項第1号から第9号」を「第38条第1項第1号から第12号」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の長与町介護保険条例第14条の規定は、令和6年度分の保険 料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。